

☺ 日曜日の朝、カゼのような症状が出たAさん(55歳)

医療費節約
大作戦

夜間や休日に
診療を受けると
診療費が高くなる

夜間、休日など診療時間外に診療を受けると、通常の初診料や再診料の他に時間外料金がプラスされてしまいます。たとえば、深夜に診療を受けたら初診の場合、約5,000円の加算になります。医療費の節約のために、緊急時以外は診療時間内の受診をこころがけましょう。



時間外受診は割増料金がかかる
夜間や休日に開いている医療機関の多くは、通常の診療を時間外に行うものではなく、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものとなっています。また、夜間や休日は限られた検査や治療しか受けられない場合も多く、診療時間内にあらためて受診することになることもありま
す。症状の軽い場合は、できるだけ診療時間内に受診しましょう。

子どもの割増料金は高額

6歳未満の子どもの場合、診療時間外の加算はさらに高額になります。ただし、子育て支援策の一環として医療費の一部または全体を補助する自治体が増えてきています。「子どもの医療費は安い」と思われる人もいるかもしれませんが、自治体の補助は自己負担のみで、残りは全て健保が負担しているのです。夜間や休日は、状況に応じて電話相談なども利用することがあります。

お子さんが急な病気で心配なとき、小児科の医師や看護師からアドバイスが受けられます。

小児救急電話相談 #8000

●初診の場合 (早朝・夜間・休日・深夜の加算)

	6歳以上	6歳未満
初診料	2,820円	3,570円
時間外加算 (概ね8時前と18時以降、土曜は8時前と12時以降)	初診料 +850円	初診料 +2,000円
休日加算 (日曜日・祝日・年末年始)	初診料 +2,500円	初診料 +3,650円
深夜加算 (22時~6時)	初診料 +4,800円	初診料 +6,950円